

マスク着用の考え方の見直しについて

令和5年3月13日からマスク着用は、個人の判断に委ねることになりますが、職員は来庁される方々の安全確保や職員間での感染予防のためマスクの着用を継続します。

来庁される方はマスクの着用にご協力をお願いいたしますが、個人の主体的な判断が尊重されるため、本人の意思に反してマスクの着用を強いるものではありません。

※事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。

詳しくは厚生労働省HPを参照してください。

[マスクの着用について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

令和5年3月10日

羽咋郡市広域圏事務組合消防本部